

令和2年9月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和2年9月29日(火) 開会17時30分
閉会18時39分

場 所 大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
議事録署名委員 山本 隆正 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長
柏木 正義 次長兼教育政策課長
杉原 勉 次長兼スポーツ健康課長
北村 俊雄 学校教育課長
矢野 義知 社会教育課長
若杉 圭介 教育政策課参事
吉田 浩之 教育政策課参事
志賀 貴代美 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長
森本 悦子 社会教育課参事
姫野 賢一 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

- 議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第56号】
第3 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について【議第57号】
第4 別府市公民館条例施行規則の一部改正について【議第58号】
第5 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第59号】
第6 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第60号】
第7 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第61号】
第8 別府市費負担職員人事案について【議第62号】 ※非公開
第9 令和2年度「21世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考について【議第63号】

報告事項 (1) 別府市役所事務分掌規則等の一部改正（教育関係部分）について
【報告第 20 号】

(2) 令和 2 年第 3 回市議会定例会について【報告第 21 号】

その他 (1) 10 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和2年9月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は山本委員さんをお願いいたします。

本日の議事のうち、議事日程第8、議第62号 別府市費負担職員人事案につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の教育委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開といたします。また、これによりまして審査順序を入れ替えたいと思っております。議事日程第8、議第62号 別府市費負担職員人事案についての審議を最後に行います。よろしくをお願いいたします。

◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第56号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 議案の1ページをお開きください。議第56号につきましては、規定により議決を求めるものです。

2ページをお開きください。学校の使用料の改定による施行規則の改正ですが、使用料の改正につきましては、令和2年1月に使用料の見直しにあたっての基本的方針が示され、この方針に従い、令和2年第1回市議会定例会において使用料改定の関係議案が議決されております。この改定につきましては、令和2年10月1日から施行されることに伴い、規則の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。新旧対照表で説明をさせていただきます。左が現行、右が改正案になっております。今回の改正は、第5条使用料の減免第1項第1号と、第2号の2点となっております。第1号では「市又は委員会が主催する会議その他の催物、市内に事務所を有する公共団体で教育長が適当と認める会議等及び公職の候補者の演説会のために使用すると

きは、使用料を免除する。」となっておりますが、これを「市内に事務所を有する公共団体で教育長が適当と認める会議等及び公職の候補者の演説会」のところを削除いたしまして、「市又は委員会が主催する会議その他の催物のため使用するとき、使用料を免除する。」に改めます。第2号は「委員会に登録する社会教育団体又は社会体育団体が使用する場合は、使用料を免除する。」となっているのを、「使用料の50パーセントを減額する。」に改正するものです。なお、第2号の経過措置といたしまして、社会教育団体又は社会体育団体が使用する場合は、令和4年3月31日までの間は、75パーセントを減額する、というふうになっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第56号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第56号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事日程第3、議第57号 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは4ページをお開きください。議第57号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。改正部分につきましては、6ページの新旧対照表をご覧ください。この下線部になります。第2条(2)「学業人物は、別府市奨学生推薦調書及び面接に基づいて認定するもの」としておりましたが、面接を削除し、各学校が作成した推薦調書のみ、と改めるものでございます。これまでの認定方法をご説明しますと、これまでは4つの観点の合計で認定をしておりました。経済的な困窮度を数値化した困窮点、成績を5段階で評価した成績点、それから学校が作成した調書による人物点、もうひとつが面接による面接点、この4つの観点で認定していたものを改め、困窮点、成績点、人物点、この3つで認定するよう変更したいと考えております。理由としましては、1つ目は、奨学生の資格に経済的理由により学資の支弁が困難な者、とありますが、面接時には対象となる生徒が集まることになり、その心情を踏まえた配慮が必要となりますが、それが困難だということ。2つ目としましては、これまでの面接は3分程度の短時間で行っておりましたが、その評価が認定に影響する例というのがほとんどなかったこと。また、去年の

他市の状況を見ますと、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、ともに面接を実施していない状況です。以上の理由により、このように一部改正をしたいと考えております。以上でございます。ご審議をよろしく願います。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 57 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 57 号は議決することに決定いたしました。

-
- ◎ 別府市公民館条例施行規則の一部改正について
 - ◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - ◎ 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - ◎ 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 次の議事日程第 4 から第 7 までの 4 議案につきましては、使用料改定関連の議案となります。議事日程第 4、議第 58 号 別府市公民館条例施行規則の一部改正について、議事日程第 5、議第 59 号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、議事日程第 6、議第 60 号 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、及び議事日程第 7、議第 61 号 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての 4 議案の説明を一括してお願いいたします。

社会教育課長 それでは 7 ページをお願いいたします。議第 58 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
8 ページをお願いいたします。別府市公民館条例施行規則の一部改正につきましては、先程教育政策課から説明がありました、別府市立学校の使用料の減免についての規則の改正と同趣旨でございます。令和 2 年 1 月に使用料の見直しにあたっての基本方針、この中で減免制度の見直しということで、公平性・公正性を確保するため、減免できる場合を示した統一的減免基準を定め、減免制度の見直しを実施するという中で、これまで公民館を使用する場合に、社会教育関係団体におきましては 100%免除しておりました。今回の規則の改正に伴いまして、50%の減額という形での改正でございます。

9 ページをお願いいたします。新旧対照表です。使用料の減免ということで、第4条第2項第3号でございます。現行では「使用料を免除」となっておりますが、改正案といたしましては、社会教育関係団体につきましては「使用料の50パーセントを減額」という形で改正をしたいと考えております。また、附則につきましては「この規則は令和2年10月1日から施行する。」としておりますが、令和4年3月末日までの期間に属する場合につきましては、今申し上げましたように「50パーセントを75パーセントと読み替えて適用することとする。」ということで、あくまで規則改正の施行は本年の10月1日からなんですけども、令和3年度までは、50%を75%に読み替えて、要するに75%の減額という形で施行したいと考えております。以上が、公民館条例施行規則の一部改正についての説明になります。

それでは引き続きご説明いたします。10 ページをお願いいたします。議第59号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

11 ページをお願いいたします。別府市市民会館、これは別府市公会堂の2階3階部分を指します。1階部分が中央公民館になっておりますので、2階の大ホール及び3階の各会議室について別府市市民会館となりますが、先程と同趣旨の規則の改正でございます。12 ページに新旧対照表を載せております。これまで社会教育関係団体が会議室等を使用する場合は、使用料が免除となっているところを、今回の改正で50%の減額になります。ただし、先程と同様に令和4年3月末日までは50%を75%と読み替えて適用するという形での改正でございます。

続きまして13 ページです。議第60号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

14 ページをお願いいたします。これにつきましても、先程からご説明しております趣旨の改正でございます。別府市野口ふれあい交流センターの使用料に関する規則の改正です。15 ページの新旧対照表をご覧ください。野口ふれあい交流センターは体育館もございますので、社会教育関係団体または社会体育団体につきまして使用料を免除しておりますが、改正案といたしましては、社会教育関係団体または社会体育団体については、50%減額ということと、先程と同様に令和4年3月末日までは75%と読み替えるということになります。

続きまして16 ページをお願いいたします。議第61号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

これも別府市ふれあい広場・サザンクロスの使用料を社会教育関係団体については免除にしていたものを、これまでご説明いたしました施設と同じように50%減額、令和4年3月末日までは75%と読み替えて適用することとさせていただきます。

以上、まとめてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願います。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 別府市教育委員会が認定した社会教育関係団体は、具体的にどのような団体であるのかということと、実際このように使用料を免除されていた方々は、施設を使用する方のうちどのくらいの割合を占めていたのか教えてください。

社会教育課長 社会教育関係団体につきましては、例えばPTA連合会ですとか、別府市詩吟民謡連盟、いけばな協会などで、今年度登録されている件数は54団体で、構成人員につきましては延べ17,349名の方が登録をされております。使用の割合につきましては、正確にはお答えできないのですが、公民館等はかなりの割合で社会教育関係団体が使用されているというところがございます。

山本委員 社会教育団体とは、公共性の高い団体ということによろしいですか。

社会教育課長 社会教育関係団体につきましては、教育委員会にお諮りをして団体として認めていただいたという経緯がございます。先程申し上げましたとおり、市民のグループとか、もちろん子ども会育成会ですとか、地域婦人団体連合会ですとか、ガールスカウト、老人クラブ連合会とか、そういった団体もございます。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第58号から議第61号までの4議案につきましては、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第58号、議第59号、議第60号、及び議第61号につきましては議決することに決定いたしました。

◎ 令和2年度「21世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考について

寺岡教育長 それでは議事日程第9、議第63号 令和2年度「21世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考について、説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは20ページをお願いいたします。議第63号は、規定により議決を求めるものでございます。
21ページをお願いいたします。今年度第23回になります「21世紀を担う別府っ子表彰」被表彰者の選考について、推薦の状況でございます。青少年の部個人が2名、青少年の部団体が3団体、指導者の部個人が2名、指導者の部団体が3団体で、被表彰者の総計につきましては、個人が4名、団体が6団体ということになります。
続いて22ページをお願いいたします。「21世紀を担う別府っ子表彰」の

趣旨でございます。21世紀を担う青少年を健全に育成するために、地域活動やボランティア活動に積極的に取り組んでいる青少年や青少年の健全育成に貢献している指導者、あるいは団体を発見して顕彰し、その功績を称え、激励するとともに、今後の青少年健全育成の振興に資することを目的としております。今年度の表彰式の日程につきましては、令和2年11月20日金曜日を予定しております。

なお、この表彰の対象及び基準につきましては、28ページをご覧ください。表彰の対象及び表彰基準です。まず青少年の部につきましては、地域活動やボランティア活動に積極的に参加をして、優れた活動をしている児童生徒または団体で、概ね3年活動していることとなっております。次に指導者の部につきましては、地域活動やボランティア活動などを通じて青少年の健全育成に積極的にかかわり、推進的役割を果たしている指導者又は団体で、概ね5年活動していることとなっております。また、通算表彰回数につきましては、個人表彰の場合は通算1回、団体表彰の場合は、青少年の部は前回の表彰より3年を経過していれば再表彰を可とする、指導者の部は前回表彰より10年を経過し、かつその間も活動が継続していることが認められれば再表彰を可とする、ということになっております。

それでは、今回推薦されました方々の活動概要についてご説明いたします。24ページをお願いいたします。まず青少年の部個人2名です。1人目は、大分県立別府鶴見丘高等学校2年の松本大知さんです。表彰の理由は、別府市子ども会育成会連合会の募集するジュニア・リーダークラブで平成28年から活動を始めていただいて、クラブ研修、地区の行事等に参加をし、県や市の教育委員会が主催する各種行事などの要請に積極的に協力参加をしていただいております。また、大分県青少年の船の班長としての経験や、九州地区子ども会ジュニアリーダー大会等にも参加をし、地域の清掃奉仕活動にも例年参加をして協力していただいているということでございます。

2人目は、明豊高等学校3年の安部優希さんです。安部さんは、明豊中学時代からボランティア活動を始め、高校に入りインターアクト部に入部し、現在3年生で会長の役についております。日頃から明豊キャンパスのバス停付近の地域清掃活動や「赤い羽根」「24時間募金」等さまざまな募金活動を継続して行っていただいております。県や市のイベント行事、特にワールドカップのボランティア活動にも積極的に参加をしていただいております。

続きまして25ページです。青少年の部団体3団体です。最初の団体は、大分県立別府翔青高等学校の書道部です。開校時に発足し6年目となります。地域からの書道パフォーマンスの依頼を受けて、数々のパフォーマンスを行っております。令和元年5月にトキハ別府店、7月にはラグビーワールドカップ関連イベント、ワークショップ等、さまざまなパフォーマンスを行っているということでございます。

続きまして2番目は、別府溝部学園高等学校の生徒会です。1982年から亀川クリーン作戦や亀川漁港・関の江海岸クリーンアップウォーキングなどの地域環境美化活動を中心に行っておりまして、地域活性化を意識した活動を継続的に行っております。なお、こちらの溝部学園高校生徒会につき

ましては、前回平成 29 年に表彰を受けておりますが、先程申し上げました規定に基づきまして、3 年を経過しておりますので、再び学校のほうから推薦が上がっているという次第でございます。

3 番目は別府市立北部中学校生徒会です。長年にわたって亀川地区町おこしグループ「さんもく会」に協力して、いろいろな行事でボランティア活動を行っております。今年中止になっておりますが、別府八湯温泉まつりや亀川夏まつりの準備や後片付け、海開き前の海岸清掃に参加、また 24 時間テレビのチャリティー募金活動にも生徒会が中心となって、10 年前から継続して行っていただいております。

続きまして指導者の部個人 2 名です。まず 1 人目の方は別府市内竈の二宮徳夫様です。この方につきましては、平成 20 年度から 12 年間にわたって別府市総合教育センター補導員協議会の補導員として青少年の健全育成に尽力され、地元亀川地区の健全育成に関わる組織づくりをはじめ、役員として副会長を 6 年、理事を 6 年務められ、別府市全体の青少年健全育成の推進役として、活動の充実・発展に貢献されております。

続いて 2 番目の方です。石垣西 4 丁目の荒金忠彦様です。この方につきましては、2001 年から約 20 年間にわたって、石垣小学校の 2 年生の生活科、3 年生の理科や総合的な学習の時間における栽培活動を指導していただいております。本人が所有しております畑を提供していただき、現地にて作物の植え方や育て方、収穫までの成長に合わせた仕事、その苦勞、さまざまなことを子どもたちに体験活動として教えていただいております、児童からも「畑の先生」として親しまれております。

27 ページをお願いいたします。指導者の部団体 3 団体でございます。最初の団体は、亀川の自然環境を守る会であります。この会につきましては、10 年前に亀川の自然を少しでも取り戻そうということで結成し、冷川のホタルを復活させるプロジェクトに取り込んでおまして、環境教育にも積極的に取り組み、小学校への出前授業も実施していただいております。冷川の清掃活動にも毎年取り組んでいただいております。

続いて 2 番目です。野口地区青少年育成協議会です。18 年前より野口地区地域ボランティア活動に積極的に取り組んでいただいております。青少年の健全育成に貢献していただいております。特にたなばた祭りやクリスマス会は、協議会役員を中心とした地域の大人たちが子どもたちを招き、創作活動や文化活動を行っております。

最後です。読み聞かせ会おはなしの森でございます。平成 16 年より大平山小学校の児童に対して読み聞かせの活動を行っております。昨年度は毎週 1 回、年間 38 回活動しておまして、この会の活動によりまして、図書室の本の貸出冊数も増加し、児童の本への興味関心を高める一役を担っているということでございます。

以上が被表彰候補者の活動概要でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 青少年の部個人の安部優希さんですが、インターアクト部に所属ということですが、これは具体的にはどのような活動を行っているのですか。

社会教育課長 ボランティア活動を中心とした活動をしている部ということになります。

福島委員 ロータリークラブの青年部みたいですね。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 63 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 63 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（１）

寺岡教育長 それでは報告第 20 号 別府市役所事務分掌規則等の一部改正（教育関係部分）についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

次長兼スポーツ健康課長 それでは 30 ページをお開きください。別府市役所事務分掌規則等の一部改正（教育関係部分）についてご報告いたします。
32 ページをお開きください。一番下に改正理由がございます。ラグビーワールドカップ 2019 開催終了により、課等の改編をすること等に伴い、規則を改めようとするものであります。はじめに、概要をご説明いたします。令和元年度、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会が大分県を含めて全国 12 会場で開催されるということで、別府市の観光戦略部にラグビーワールドカップ 2019 推進室が設置されました。ワールドカップは 9 月 20 日から 11 月 2 日まで開催され、無事に大会が終了しました。その後、ワールドカップ 2019 推進室は東京オリンピック・パラリンピックに向けた業務などを今年 3 月まで行ってきたところでございます。ところが、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、当初令和 2 年 4 月に予定しておりました機構改革が延期になりました。本来であれば、機構改革実施後に市長事務部局のいきいき健幸部にスポーツ推進課が新設され、そこでワールドカップのレガシー事業を引き継ぎつつ東京オリンピック・パラリンピックの業務を行うという予定でしたが、スポーツ推進課は新設されずに、教育委員会のスポーツ健康課で業務を行っている状況となっております。定期の人事異動につきましても、新型コロナウイルス感染症対策に専念するため、4 月ではなく 7 月 13 日付けで行われ、事務分掌規則等の一部改正も同日付けで行われたという大きな流れとなっております。

31 ページをご覧ください。まず第 1 条は、別府市役所事務分掌規則の一部を改正するという事で、「第 5 条第 1 項の表観光戦略部の部中ラグビーワールドカップ 2019 推進室の項を削る。」の条文によって、ラグビーワールドカップ 2019 推進室が正式に廃止されました。次に第 2 条は、「市長事務部局以外の部局の長に対する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を次のように改める。」という事で、「法第 180 条の 2 の規定により、ハイパフォーマンスジム別府の設置及び管理に関する条例に規定する次に掲げる事務を別府市教育委員会に委任する。」という条文によって、機構改革によって廃止された市長事務部局のラグビーワールドカップ 2019 推進室が所管しておりましたハイパフォーマンスジムの管理を、教育委員会に委任するという内容となっております。なお、33 ページから 36 ページまでは新旧対照表を掲載していますが、その説明については割愛をさせていただきます。以上、ご報告いたします。

寺岡教育長 ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 このハイパフォーマンスジムというのは、実相寺にあるあの施設ですか。

次長兼スポーツ健康課長 はい、そうです。

寺岡教育長 他にございませんでしょうか。では、他に質疑もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第 21 号 令和 2 年度第 3 回市議会定例会についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

※ 別冊資料に基づき、各担当課長より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ありがとうございます。約 1 か月間にわたった 9 月議会でございます。教育委員の皆様、何か質疑等ございましたらお願いいたします。

小野委員 東山小中学校のスクールバスですが、下校の際はどのような運行になっていきますか。

次長兼教育政策課長 朝 1 便、夕方は 4 便運行しております。

小野委員 もうひとつよろしいですか。中学生の携帯電話の学校への持ち込みの状況はどうですか。

総合教育センター所長 中学生の持ち込みは、生徒全体の1.4%、36名が学校の許可を得て持ち込んでいる状況でございます。持ち込みに関しては、遠距離通学等により保護者との連絡が必要という理由が最も多く、続いて、下校後直接塾や習い事に行くため保護者との連絡が必要となっているところでございます。

小野委員 実際学校に持ち込まなくても、携帯電話を所持している子どもの割合は分かかりますか。

総合教育センター所長 本年度のアンケート調査では、自分専用の携帯電話を持っている中学生1年生から3年生の割合ですが、64%となっております。

山本委員 エアコンについてですが、冬季は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されているところですが、冬季の対策としてエアコンをどのように運用されていますか。

教育政策課参事 エアコンの運用ガイドにつきましては、文部科学省から学校環境衛生管理ガイドというものが出ておりまして、別府市もそれに沿って行っております。今回コロナ対策としまして、国のガイドラインとしては、エアコンをつけながら窓の開閉等で空気の入替え等をしっかりとすること、という規定において指示が出ております。

山本委員 実際の室温は何度を目安にエアコンの設定を行っていますか。

教育政策課参事 室温が20度以上になるようにしております。

川崎委員 この夏に、熱中症の対策と新型コロナウイルス感染症の対策を行ったと思うのですが、熱中症にかかった生徒がいたかどうか。別府市や全国的にも、今回の対策が適切であったかどうかということは検証されているのでしょうか。

次長兼スポーツ健康課長 先般消防に連絡を取りまして、別府市では小中学生で4名ほどが熱中症にかかったという報告を受けております。

川崎委員 それに対して、今回の対策が適切であったかという検証はされていますか。

次長兼スポーツ健康課長 まだ詳しい検証まではできていませんが、先程申しましたように、消防と連絡を取り合いながら、熱中症の実態を把握するとともに、今後校長会などを通じ学校でアンケート調査を行い、対策に問題がなかったかどうかを把握していきたいと思っております。

寺岡教育長 熱中症は毎年運動会のシーズンにも発生しますね。その他はよろしいでしょうか。では以上で質疑を終わります。

◎ その他（１）

【概要】 ※令和２年１０月定例教育委員会の開催日程について、令和２年１０月２３日（金）１７：００より開催することが決まった。

◎ 別府市費負担職員人事案について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となりますので、関係者以外の方は、申し訳ございませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第８、議第６２号 別府市費負担職員人事案についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和２年９月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。